

令和8年度技術開発機会創出・促進事業業務委託基本仕様書

1 委託業務の名称

令和8年度技術開発機会創出・促進事業業務

2 委託業務の目的

令和8年（2026年）秋に供用開始予定である北部産業技術共創センター新庁舎について、施設機能や支援内容を紹介する動画を作成し、県内外の事業者等へ情報発信を行うことで、当センターの利活用を促進し、本県北部におけるイノベーション創出を図ることを目的とする。

3 委託業務の実施期間

契約の日から令和8年12月25日までとする。

4 委託業務内容

(1) 企画・構成

- ・プロポーザルでの提案内容をもとに、県と協議により内容を決定し、動画を制作すること。

(2) 動画の制作

- ・業務内容および新庁舎の特徴を紹介する動画を制作すること。
- ・動画の対象は、県内の中小企業を中心とした事業者、行政・支援機関とすること。
- ・単なる施設紹介にとどまらず、視聴者が施設への関心や期待感を抱き、当施設の利用促進につながる内容とすること。
- ・供用開始後3年程度、継続して使用できる内容とすること。
- ・動画の制作に必要な資料や素材の収集、協力者、撮影地への交渉・許可は委託事業に含むものとする。ただし、技術的な資料の入手および解説や撮影地の紹介などについては、県の協力を仰いでもよい。

(3) 動画の構成案と内容

編集動画のイメージは以下のとおり。発注者と協議し編集動画のイメージを決定し作成する。

○イントロダクション

当施設の業務内容の紹介を含めること。

○新庁舎のコンセプトと4つの新たな支援

- ・企業のチャレンジを支援（次世代技術開発）
- ・企業のトライアルを支援（モノづくり試作支援）
- ・地場産業のチェンジを支援（地場産業支援）
- ・ヒトやモノのネットワーク構築を支援（情報交流・発信）

○エンディング

施設への関心や期待感を抱かせ、将来への展望を感じられる内容とすること。

(4) 制作要件

- ・動画や写真の撮影と加工、編集、音響、テロップ等の編集作業を行うこと。
- ・動画の長さは3分程度とすること。
- ・YouTube等のSNSにアップすることを想定し、サムネイルを制作すること。

- ・動画の規格は、16：9とし、フルハイビジョン（1920×1080）映像とすること。

5 成果品

受託者は業務内容を取りまとめ、下記に定めるとおり成果品を納品すること。

(1) 動画

- ・M-DISC（データDVD：盤面印刷を含むこと）：1枚
- ・USBメモリ（MP4形式）：2個

(2) 納品

納品場所は、北部産業技術共創センターとする。

6 留意事項

(1) 協議打合せ等

本仕様書の内容を理解した上で、目的および内容に沿った実施計画を作成し、県と打合せを行うこと。また業務の準備状況、実施状況については随時報告すること。

業務の実施にあたって発注者の関係部署の職員が同行を希望する場合には、可能な限り同行させること。

(2) 事業実施体制

事業全体をコーディネートする連絡調整者を配置すること。その他、業務に必要な人員体制を整えること。

(3) 撮影体制

撮影時期、撮影場所等についてはあらかじめ取材計画を作成し計画的に実施することとするが、天候・気候、時期、関係先の都合等により急きょ変更となる場合も予想されるため、複数班対応、緊急取材など、臨機応変に対応できる体制を整えること。

(4) 撮影業務

撮影にあたっては、カメラマンの他、連絡調整者等が必ず同行し適切な指示を行うなど複数対応とすること。また、撮影の日時、場所等についてはあらかじめ発注者や撮影先の関係者に連絡し確認を得るなど、現地でのトラブルが無いよう努めること。

(5) 動画の確認

遅くとも令和8年10月31日までに第1回試作版を県にデータで提出すること。また、県による内容確認を3回以上受け、その確認結果に基づく修正等の指示に対応すること。

(6) 費用負担

本業務の遂行に伴う費用は、原則として全て受注者の負担とする。

(7) 法令順守

本業務の実施にあたっては、必要な関係法令を順守すること。

(8) 機密保護・個人情報保護

受注者は、委託業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。なお当該事項は、契約期間の終了または解除後も同様とする。また、成果品（業務の過程で得られた記録等も含む。）を県の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与または譲渡してはならない。

委託業務の遂行のために県が提供した資料、データ等は委託業務以外の目的で使用してはならない。また、これらの資料、データ等は委託終了までに県に返却すること。

委託業務の実施における個人情報等の取扱いについては、個人情報の保護の重要性を十分認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じること。

委託業務に従事する者に対して個人情報保護の教育を行うこと。

(9) 権利の帰属

・著作権

成果品の著作権（著作権法第 27 条および第 28 条に規定する権利を含む。）は、委託料の完済により県に移転する。

県または受注者が従前から有していた著作権については、それぞれ県または受注者に帰属するものとする。この場合、受注者は、県が成果品を利用するために必要な範囲で、県に対し著作権法に基づく利用を無償で許諾することとする。

・著作者人格権

受注者は納入成果品に係る著作者人格権を行使しないこと。

・所有権

成果品の所有権は、成果品の引渡しをもって県に移転する。

・第三者の権利侵害

納入成果品に第三者が有する著作権、肖像権その他の権利に係るものが含まれている場合は、当該権利の使用許諾その他一切の必要な手続を受託者の費用負担で行うこと。

納入成果品がいかなる権利も侵害するものでなく、かつ、合法的なものであることをそれぞれ保証すること。

第三者からの権利の侵害について異議の申立または対価の請求、損害賠償請求等があった場合には受注者の責任と負担において処理すること。

(10) 再委託

本業務を再委託する場合、事前に再委託範囲および再委託先を委託者に提示し、協議し承を得ることとする。なお、再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任においてこれを解決することとする。

(11) 契約の解除

契約後に提出書類に虚偽の記載があったことが判明した場合、また、参加資格を有していないことが判明した場合は、契約の解除を行う。

(12) 書類の保管

受託者は、受託業務にかかる経理の収支を明らかにするため、これに関する帳簿および証拠書類を整理するものとし、事業の完了日の属する年度の終了後 10 年間これを保存するものとする。

(13) その他

新庁舎は令和 8 年 8 月 1 日以降に撮影可能であるが、旧庁舎からの機器移設が進むため、実運用に近い状態の撮影を希望する場合は令和 8 年 10 月頃の撮影を推奨する。なお、令和 8 年 8 月から 9 月においても撮影は可能である。